

令和 3 年 10 月 29 日

裁 決 書

審査請求人

〇〇市〇〇

〇 〇 〇 〇

処分庁

三島市長 豊岡 武士

(担当:計画まちづくり部水と緑の課、
企画戦略部人事課及び企画戦略部政策
企画課)

上記審査請求人が、令和 2 年 9 月 4 日付けで提起した、公文書開示請求に対する上記処分庁（担当：計画まちづくり部水と緑の課）の開示及び請求拒否の決定（同年 7 月 16 日付け三計水第 54 号及び同日付け三計水第 55 号）に係る審査請求（以下「審査請求①」という。）、同年 9 月 4 日付けで提起した、公文書開示請求に対する上記処分庁（担当：企画戦略部人事課）の開示及び請求拒否の決定（同年 7 月 17 日付け三企人第 121 号及び同日付け三企人第 122 号）に係る審査請求（以下「審査請求②」という。）並びに同年 10 月 16 日付けで提起した、公文書開示請求に対する上記処分庁（担当：企画戦略部政策企画課）の請求拒否の決定（同年 8 月 25 日付け三企政第 147 号）に係る審査請求（以下「審査請求③」といい、審査請求①から審査請求③までを「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

理 由

1 事案の概要

(1) 審査請求①について

ア 審査請求人は、令和 2 年 7 月 3 日、三島市情報公開条例（平成 9 年三島市

条例第 19 号。以下「本条例」という。) 第 6 条第 1 項の規定により、処分庁
に対して、「現在の水と緑の課全職員の氏名、住所、性別、生年月日、年齢、
自宅の電話番号のすべてが判明する文書のコピー」の開示を請求した。

イ 処分庁は、令和 2 年 7 月 16 日、開示の対象となる公文書に「令和 2 年度水
と緑の課休日・夜間緊急連絡先（以下「公文書①」という。）」が該当する
とした上で、公文書①のうち、本条例第 8 条第 1 号に規定する個人に関する
情報に該当する部分（自宅の電話番号及び携帯の電話番号）を除いた部分を
開示する決定を行った。

ウ 処分庁は、令和 2 年 7 月 16 日、当該公文書①中の本条例第 8 条第 1 号に
規定する個人に関する情報に該当する部分を不開示とする請求拒否の決定
（以下「処分①」という。）を行った。

エ 審査請求人は、令和 2 年 9 月 4 日、処分①の取消しを求めて審査請求①を
行った。

オ 処分庁は、令和 2 年 10 月 5 日、審査請求①についての弁明書を提出した。

カ 審査請求人は、令和 2 年 11 月 6 日、審査請求①についての反論書を提出
した。

(2) 審査請求②について

ア 審査請求人は、令和 2 年 7 月 3 日、本条例第 6 条第 1 項の規定により、処
分庁に対して、「現在の水と緑の課全職員の氏名、住所、性別、生年月日、
年齢、自宅の電話番号のすべてが判明する文書のコピー」の開示を請求した。

イ 処分庁は、令和 2 年 7 月 17 日、開示の対象となる公文書に「令和 2 年度水
と緑の課に所属する職員の履歴書及び令和 2 年 3 月 12 日実務研修職員依頼
書（以下「公文書②」という。）」が該当するとした上で、公文書②のうち、
本条例第 8 条第 1 号に規定する個人に関する情報に該当する部分（性別、血
液型、生年月日（満年齢）、住所、本籍、筆頭者氏名及び続柄、学歴、資格
免許、職歴、現在の所属部課・室（所）係名、補職名、通勤方法、最終卒業
学校及び同卒業（終了）年月、給料月額及び次期昇給予定日、職務経験、実
務研修を希望する部室・課（所）及び担当事務並びに健康状況）を除いた部
分を開示する決定を行った。

ウ 処分庁は、令和 2 年 7 月 17 日、当該公文書②中の本条例第 8 条第 1 号に
規定する個人に関する情報に該当する部分を不開示とする請求拒否の決定
（以下「処分②」という。）を行った。

エ 審査請求人は、令和 2 年 9 月 4 日、処分②の取消しを求めて審査請求②を行った。

オ 処分庁は、令和 2 年 10 月 5 日、審査請求②についての弁明書を提出した。

(3) 審査請求③について

ア 審査請求人は、令和 2 年 8 月 14 日、本条例第 6 条第 1 項の規定により、処分庁に対して、「箱根西麓レストエリア建設計画に対する『箱根山西麓開発に対する三島市の基本方針（指導要綱）』の取り扱いに係る決裁文書及びその添付書類の写し」の開示を請求した。

イ 処分庁は、令和 2 年 8 月 25 日、開示の対象となる公文書に「箱根西麓レストエリア建設計画に対する『箱根山西麓開発に対する三島市の基本方針（指導要綱）』の取り扱いに係る決裁文書及びその添付書類の写し（以下「公文書③」といい、公文書①から公文書③までを「本件公文書」という。）」が該当するとした上で、公文書③のうち、本条例第 8 条第 1 号に規定する個人に関する情報に該当する部分（個人の氏名及び住所）を除いた部分を開示する決定を行った。

ウ 処分庁は、令和 2 年 8 月 25 日、当該公文書③中の本条例第 8 条第 1 号に規定する個人に関する情報に該当する部分を不開示とする請求拒否の決定（以下「処分③」といい、処分①から処分③までを「本件処分」という。）を行った。

エ 審査請求人は、令和 2 年 10 月 16 日、処分③の取消しを求めて審査請求③を行った。

オ 処分庁は、令和 2 年 11 月 13 日、審査請求③についての弁明書を提出した。

カ 審査請求人は、令和 2 年 12 月 15 日、審査請求③についての反論書を提出した。

(4) 審理手続の併合及び三島市情報公開審査会に対する諮問について

審査庁は、令和 3 年 2 月 26 日、本条例第 18 条第 2 項及び行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 39 条の規定により、審査請求①に係る審理手続から審査請求③に係る審理手続までを併合し、同日、本条例第 18 条第 1 項の規定により、三島市情報公開審査会に対して諮問を行った。

2 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、次のように主張し、本件処分取消しを求めている。

三島市長は個人情報の最たる項目(単位老人クラブの所属会員の氏名、住所、性別、生年月日、年齢及び電話番号)を審査請求人に提出させているにもかかわらず、審査請求人の請求は個人情報なるをもって開示拒否又は不開示処分とするなどは不当である。

(2) 処分庁の主張

処分庁は、次のように主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

ア 審査請求①について

本条例第8条第1号に基づき不開示情報の該当性を具体的に判断し、氏名、係名及び補職名については、同号に規定する個人に関する情報に該当するものの、同号ただし書きの「当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」に該当するため、開示をした。自宅の電話番号及び携帯の電話番号については、同号に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、これらの情報は同号ただし書きアからキまでのいずれにも該当しないため不開示とした。

イ 審査請求②について

本条例第8条第1号に基づき不開示情報の該当性を具体的に判断し、氏名、研修、職種、研修期間及び派遣する理由については、同号に規定する個人に関する情報に該当するものの、同号ただし書きの「当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」に該当するため、開示をした。性別、血液型、生年月日(満年齢)、住所、本籍、筆頭者氏名及び続柄、学歴、資格免許、職歴、現在の所属部課・室(所)係名、補職名、通勤方法、最終卒業学校及び同卒業(終了)年月、給料月額及び次期昇給予定日、職務経験、実務研修を希望する部室・課(所)及び担当事務並びに健康状況は同号に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、これらの情報は同号ただし書きアからキまでのいずれにも該当しないため不開示とした。

ウ 審査請求③について

本条例第8条第1号に基づき不開示情報の該当性を具体的に判断したところ、氏名及び住所は、同号に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、これらの情報は同号ただし書きアからキまでのいずれにも該当しないため不開示とした。

3 本件審査請求に係る法令等の規定について

・本条例第7条

実施機関（処分庁）は、開示請求があった場合は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない（第1項）。

開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分が当該部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、実施機関は、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分について開示しなければならない（以下略）（第2項）。

・本条例第8条

前条（第7条）の不開示情報は、次に掲げる情報とする。

個人に関する情報（中略）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く（第1号）。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報

イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ウ 公表を目的として実施機関（処分庁）が作成し、又は取得した情報

エ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報が記録されている部分を除くことにより、開示しても、本号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる部分の情報

オ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等に関する情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

カ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

キ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

（第2号から第7号まで略）

・本条例第12条

開示請求に係る公文書を開示するときは、実施機関（処分庁）は、開示の

決定をし、開示請求者に対し、書面で（中略）通知しなければならない（第1項）。

開示請求に係る公文書を開示しないときは、実施機関は、請求拒否の決定をし、開示請求者に対し、書面で、その旨を通知しなければならない（以下略）（第2項）。

4 審査庁の判断

本件処分に係る三島市情報公開審査会の答申を踏まえ、次のとおり判断する。

前述のとおり、審査請求人は、本件公文書のうち、本条例第8条第1号に基づき処分庁が不開示とした個人に関する情報に該当する部分の開示を求めている。

ところで、本条例は、公文書の開示を請求する市民の権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図り、もって三島市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民による市政の監視及び市政への参加の充実に資することを目的とする。この目的からすると不開示情報は最小限に抑えられるべきであるが、公文書に含まれる個人に関する情報は、開示されることで引き起こされる影響の重大性に鑑み、個人のプライバシーを保護する観点から原則不開示とされる。

審査請求人が開示を求める情報は、職員個人の自宅の電話番号等の情報であり、本条例第8条第1号の個人に関する情報に当たる。また、同号ただし書アからキまでに掲げる情報のいずれにも該当しない情報であるため、不開示情報である。

したがって、本条例第12条第2項に基づき処分庁が行った本件公文書中の個人に関する情報を不開示とする決定は、妥当であると判断する。

なお、審査請求人は、審査請求人が会長を務める単位老人クラブの所属会員の個人に関する情報を、三島市長の求めに応じて提出していることから、三島市長も審査請求人に個人に関する情報を開示すべきとする主張をしたと考えられることから、この点についても確認する。

何人も、本条例の規定により、三島市の実施機関に対し公文書の開示を請求することができるが、同じく本条例の規定により個人に関する情報などの不開示情報まで開示を受けることはできない。

一方、三島市の実施機関は、その事務事業の目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により個人に関する情報を収集することができ、単位老

人クラブの所属会員の個人に関する情報の収集は、高齢者の生きがいの創出及び健康づくりを促進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的とする三島市単位老人クラブ活動費補助金を適正に交付するため、三島市補助金等交付規則（昭和 54 年三島市規則第 8 号）及び三島市単位老人クラブ活動費補助金交付要綱に基づいて行われているものであり、当該収集には合理性がある。

以上のことから、三島市長は個人情報の最たる項目を審査請求人に提出させているにもかかわらず、審査請求人の請求は個人情報なるをもって開示拒否又は不開示処分とすることは不当であるとは言えない。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 3 年 10 月 29 日

審査庁

三島市長 豊岡 武士

（担当：企画戦略部広聴文書課）

(教示)

- 1 この裁決に不服がある場合は、この裁決を知った日の翌日から起算して6月以内に、三島市を被告として（訴訟において三島市を代表する者は、三島市長となります。）、裁決の取消しを求める訴え（審査請求の対象とした処分が違法であることを理由とする訴えを除く。）を提起することができます。ただし、この裁決を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。
- 2 この裁決を知った日の翌日から起算して6月又はこの裁決の日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、正当な理由がある場合は、裁決の取消しを求める訴えを提起することができます。